

第 12 章

管 理 運 營

第 12 章 管理運営

【到達目標】

本学は建学の精神である「未来志向の実学教育と人格の陶冶」・教育の理念である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を具現化するため、教育研究運営体制の整備と、学園を総括的に支援する学校法人部門の充実を行ってきた。その記述は「教育研究組織」の章にもあるが、教育研究の充実については平成 18 年 2 月、学長のリーダーシップのもとに「21 世紀教育改革委員会」を設置し、これまでの取り組みをチェックしつつ改善・改革をめざしている。現在、大学の原点である学生たちは、大学にとって「未来への希望」であることを教職員すべてが再確認するとともに、協力して発展策を模索しているところである。

また、平成 17 年 4 月の私立学校法改正を受け、本学の管理運営の意思決定を行う理事会に副理事長を置くことを定め、平成 18 年 4 月からは、各附属学校を掌理するとともに意思疎通をさらに進めるため、近畿大学職制の中に「学監」を置くこととした。

以上、法人の機能強化並びに教学との一体となつての経営・教育研究の充実はさらに推進されるよう、方向付けられた。

このような改革は、よりよい教育研究環境の充実のために適宜行われているが、学長は教学の最高責任者であり、各学部教授会での審議、学部長懇談会での各学部間の意思疎通、大学協議会を教学の最高意思決定機関とするシステムは堅持されている。

今後、本学では、教育研究環境の一層の充実のため、教学と法人が連携し時代にあった活動ができるようなシステムの構築を目標とし、それぞれの役割の十分な発揮をめざすものである。

【現状の説明】

学部や大学院の各種審議を行う機関として、学部については「学則」第 52 条から第 58 条で「教授会」、大学院については「大学院学則」第 26 条から第 30 条で「大学院委員会」及び「研究科委員会」がそれぞれ定められている。

審議内容については、学部教授会では、教育課程、学生の在籍、教員選考など、大学院委員会では、学長、大学院部長、各研究科長などにより、学則及び諸規程、教員審査、学位授与など、研究科委員会では、研究科長をはじめ授業を担当する教授により、教育課程、学生の在籍、学位論文審査などとなっている。

教員の人事については学部・研究所等に人事権があり、大学院専属教員はほとんど例が無い。

各学部等では学部長と教授会等を補足するため、学部運営委員会や学科会議、各種委員会などを適宜設けている。

学部の審議すべき内容は、これらの委員会へ委譲することもある。

大学協議会は近畿大学の教学の最高意思決定機関であり、「学則」並びに「近畿大学大学協議会規程」によりその審議事項等が定められている。教授会が学部の意思決定機関であるのに対し、大学協議会は学部の意志を踏まえた事項の他、大学としての共通事項、学長、理事長の諮問事項の審議を行う。規程に定める具体的な審議事項は、①学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、②学生の定員又は募集に関する事項、③学生の厚生補導及びその身分に関する事項、④学部その他の機関の連絡調整に関する事項、⑤理事長、学長の諮問した事項、⑥その他大学の運営に関する事項、の 6 項目である。具体例としては、定例会としての入学試験結果

の審議承認、学生の卒業判定の審議承認などをはじめ、前掲の各事項の審議をしている。

なお、大学協議会には、他キャンパスの学部長、事務長がすべて出席しその意志を統一している。

近畿大学学長は、近畿大学職制に「理事会の議を経て、理事長において任命される」とうたわれており、「学校教育法第 58 条に規定する職務を行う」とともに「近畿大学学園の教学を掌理する」と示されている。また、大学協議会や学部長会議それぞれの規程には、その招集、議長となることも定められている。これらのことから学長は、文字どおり本学の教学の最高責任者である。

また、副学長は、職制第 4 条の 2 により、「学長の推薦に基づき理事長において任命される」ことが定められており、学長を補佐する役目を担う。学部長の選考は「学部長候補者選挙規程」が定められており、学長の招集により、各学部で実施している。

法人では、役員として理事長を含む理事 11 人及び監事 2 人で構成し、また評議員会を組織する評議員は 34 人で構成しており、これら理事、監事、評議員は、学校法人近畿大学寄附行為の規程に基づき適切に管理運営が行われている。

理事長は、学校法人の運営全般について、日常から適切なリーダーシップを発揮しており、大学運営に対しても、学長、学部長等と日常から意見交換をして連携を密にし、重要案件については理事会に計り審議することとしている。また、理事会と教学部門との連携については、理事会には学長・副学長及び学部長経験者、研究所長等現職の教授などが構成員になっており、意見交換・審議を尽くしている。

また、主に教学面の事項について審議する大学協議会には、協議員である理事が積極的に出席し、各学部長、教務部長などの提言を真摯に受け取り、理事会の審議事項として取り入れている。

【点検・評価】

大学協議会は、教学部門すべての長が協議員となって構成しており、前掲の事項を審議している。各学部長、大学院部長、関係事務部長も当然、協議員となっており、大学全体の進むべき道を協議している。各学部などの抱える問題も審議事項となるが、学部の独自性もあり、学部の決定事項がそのまま結論となっている場合が多く、協議会では軌道修正への意見の場にとどまっている例もあるのが現状である。

近畿大学学長は、「理事会の議を経て、理事長において任命される」と職制にうたわれており、「学校教育法第 58 条に規定する職務を行う」とともに「近畿大学学園の教学を掌理する」とも示されている。このことは、現状で機能しており問題までにはなっていない。ただ、単独の学長選考規程を定めていないことは、今後の検討課題である。

【将来への具体的方策】

前述にもあるとおり、教学面での学長のリーダーシップ、理事会をはじめとする法人の運営における理事長のリーダーシップは、それぞれ十分に発揮されているといえる。

それとともに、管理運営に関しては、寄附行為に理事会、評議員会などについて明文化され、その定めに従って、適切・公正に行われている。

また、学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、前掲の大学協議会、学部長会議、教授会、大学院委員会、

研究科委員会などの規程で、それぞれ審議事項の項目に明示されている。

ただ、前項の「点検・評価」で述べているとおり、単独の学長選考規程制定への検討、大学協議会と学部教授会などとの有機的融合などが課題となっており、課題克服に向けての一策として、前述の本学 21 世紀教育改革委員会を設けており、その議論を経て、大学協議会、評議員会、理事会で、それぞれ具体的に審議していくことになる。